

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第3区分
 【発行日】令和7年1月30日(2025.1.30)

【公開番号】特開2023-103270(P2023-103270A)
 【公開日】令和5年7月26日(2023.7.26)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-139
 【出願番号】特願2023-70157(P2023-70157)
 【国際特許分類】

C 0 8 F 2 1 4 / 2 6 (2 0 0 6 . 0 1)

10

C 0 8 F 2 1 4 / 2 8 (2 0 0 6 . 0 1)

C 0 8 F 2 1 6 / 1 4 (2 0 0 6 . 0 1)

F 1 6 L 1 1 / 0 4 (2 0 0 6 . 0 1)

H 0 1 B 7 / 0 2 (2 0 0 6 . 0 1)

【 F I 】

C 0 8 F 2 1 4 / 2 6

C 0 8 F 2 1 4 / 2 8

C 0 8 F 2 1 6 / 1 4

F 1 6 L 1 1 / 0 4

H 0 1 B 7 / 0 2

Z

20

【手続補正書】

【提出日】令和7年1月22日(2025.1.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

30

テトラフルオロエチレン単位、ヘキサフルオロプロピレン単位、パーフルオロ(エチルビニルエーテル)単位およびその他の単量体単位を含有する含フッ素共重合体であって、ヘキサフルオロプロピレン単位の含有量が、全単量体単位に対して、9.5~11.6質量%であり、

パーフルオロ(エチルビニルエーテル)単位の含有量が、全単量体単位に対して、1.2~2.9質量%であり、

その他の単量体単位の含有量が、全単量体単位に対して、0~3.8質量%であり、

テトラフルオロエチレン単位の含有量が、ヘキサフルオロプロピレン単位、パーフルオロ(エチルビニルエーテル)単位、テトラフルオロエチレン単位およびその他の単量体単位の含有量の合計が100質量%となるように選択され、

40

372におけるメルトフローレートが、19.0~27.0g/10分であり、

-CF₂H、カルボニル基含有末端基、-CF=CF₂および-CH₂OHの合計数が、主鎖炭素数10⁶個あたり、40個以下である

含フッ素共重合体。

【請求項2】

ヘキサフルオロプロピレン単位の含有量が、全単量体単位に対して、10.1~11.5質量%である請求項1に記載の含フッ素共重合体。

【請求項3】

パーフルオロ(エチルビニルエーテル)単位の含有量が、全単量体単位に対して、1.3~2.1質量%である請求項1または2に記載の含フッ素共重合体。

50

【請求項 4】

372 におけるメルトフローレートが、20.0～27.0 g / 10分である請求項1～3のいずれかに記載の含フッ素共重合体。

【請求項 5】

請求項1～4のいずれかに記載の含フッ素共重合体を含有する射出成形体。

【請求項 6】

請求項1～4のいずれかに記載の含フッ素共重合体を含有する被覆層を備える被覆電線。

【請求項 7】

請求項1～4のいずれかに記載の含フッ素共重合体を含有する成形体であって、前記成形体が、熱プレス加工用シート、保護フィルム、離型フィルム、チューブ、フィルムまたは電線被覆である成形体。

10

20

30

40

50